

## 熱回収施設等の周辺施設整備のあり方検討委員会設置要綱

### 第1 設置

新たな熱回収施設等（廃棄物の焼却施設、バイオガス化施設及び不燃・粗大ごみ処理施設で、これらの施設を同一の敷地内に一体で整備することにより、効率的なごみの資源化を図るものをいう。）の建設に伴い、熱回収施設等の周辺の整備を行うための基本的な考え方となる熱回収施設等の周辺施設整備基本構想の策定に関し、市民等の意見を聴取するため、熱回収施設等の周辺施設整備のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 第2 役割

委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 熱回収施設等の周辺施設整備基本構想に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

### 第3 組織

- 1 委員会は、委員8人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者 2人以内
  - (2) 町田リサイクル文化センター周辺地域まちづくり協議会の委員 4人以内
  - (3) 町田市青少年健全育成地区委員会の代表 1人
  - (4) 地域スポーツ団体の代表 1人

### 第4 委員の任期

委員の任期は、委員会が第2の規定による報告をしたときまでとする。

### 第5 委員長等

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## 第6 会議

- 1 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

## 第7 アドバイザー

- 1 委員会にアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、委員会の求めに応じ、第2各号に掲げる事項に関し、必要な助言を行う。

## 第8 庶務

委員会の庶務は、環境資源部環境政策課において処理する。

## 第9 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、2017年5月18日から施行する。
- 2 この要綱は、2018年3月31日限り、その効力を失う。